

1日 二百十日、防災の日(町内パレード)  
2日 町教委協議会  
3日 臨時議会  
11日 補欠選挙人名簿調整確認委員会  
14日 民生委協議会  
15日 としよりの日、選管委  
参議院議員補欠選挙立会演説会  
17日 投票所準備  
18日 参議院議員補欠選挙投開票日  
20日 航空日  
24日 秋分の日…彼岸の中日と定められ、「  
民の祝日」「祖先を敬い、亡き人々を偲  
ぶ日」として、霊を慰め供養や墓参  
するの日。昼夜の長さがほぼ同じ日。  
この日以後は夜が長くなって「灯火  
親しむの候」となる。

以上が鹿島臨海工業地帯造成計画の主要であります。事業の実施にあつて計画内容に若干の変更がありますことをあらかじめご了承ください。

を願いたいと存じます。

この計画による事業費総額は約千五百億圓に達し、また立地企業の設備投資額は、約九五〇億圓が想定されるのであります。純農村地帯に一举に近代的大工業都市を建設いたしますため、大規模な土地の取得をはじめ、港湾、道路、鉄道、工業用水道、上水道、下水道及び住宅の建設等各般の事業を総合的計画的に実施しなければなりません。ことにこの事業の基盤となります土地の取得が計画どおりにできるかどうか、この事業の成否を決する鍵となつております。工場港湾及び住宅用地等の取得については、計画地域内の土地所有者から、それぞれ全所有地の四〇パーセントの土地を適正な価額で提供していただかなければ、計画事業をなし遂げることができません。勿論土地提供後の生活不安を除くため、特に農業経営につきましては、残余の六〇パーセントの土地で従来以上の収入が得られ、よりよい生活環境がつくれますように。各農家の生活設計営農についての助成指導及び職業あつせん等を行なつて、遺憾のないようにとり進め中等であります。

鹿島港の着工に伴い、不動産投資家の動きが活発化して計画地域周辺の土地が思惑によつて地価をつり上げ、これが原因となつて郷土発展のための大事業が挫折するようなことがあつては、悔を千歳に残すこととなり、遺憾のきわむでありますので、この機会に計画意義を十分ご理解の上、子孫百年の繁栄のために、鹿行地域の全住民が一体となり、自ら進んで大願成就のため、堅い決意をもつて、全面的協力体制に奮起されますことを、心から念願してやまない次第であります。

貴職から町村民に対し、もれなくお伝え下さいますようお願い申し上げます。敬具

昭和三十八年八月二十日

鹿行振興事務所長 岩 上 昌 夫  
麻生町長殿

税の改正

役場で交付するようになり

ます。  
これは十月十五日から施行  
の予定で近中に全部につ  
いて標識の付替をするこ  
とになります。

忘れていた銃や刀

届出は9月10日から一ヶ月

しまい忘れていた銃や刀など  
ありませんか？  
警察では、九月十日から十月  
十日まで、銃や刀、もちろん  
空気銃も入っています。等

銃や刀の一斉検査を  
受けて下さい

公安委員会の許可を受けて持

う銃、火なわ銃、軍用銃  
その他  
万、日本刀、やり、なぎな  
た、つるぎ、短刀、飛び  
出しナイフ、その他  
ただし、許可、登録を受け  
ていないものは届ける必要が  
ありません。

麻生警察署より

漁業センサス

11月1日に本調査

農林省では、このたび漁業セ  
ンサスという調査を実施する大  
がかりな調査を実施します。  
このセンサスは、十年ごとに  
行なう、いわば漁業の国勢調  
査で、昭和24年に第一回、昭  
和28年に第二回、今回は第三  
回目にあたります。  
昨年は漁業法や水産業協同組  
合法の大改正に続いて、今国  
会には沿岸漁業等振興法が成  
立し、漁業生産の能率を高め  
漁業就業者の所得の向上をは  
かるため漁業の構造改善事業

どうしても受ける健康診断

10月4日潮来保健所で

一回、二回と健康診断をし  
ましたが、都合が悪かったりし  
て受診しなかつた人のため、  
是非受診するよう潮来保健所  
から連絡がありました。  
改めて該当者には御連絡申し  
上げます。

歯の検診をします

来年度とさ来年度に入學す  
る幼児の歯の検診を行います  
から、是非うけさせて下さい  
該当者

実施の日  
10月4日  
午前9時  
から午後  
3時まで  
実施の場所  
潮来保健  
所

検診料は無料です。

日時と場所

9月23日 大和出張所

26日 太田分館

27日 小高

30日 行方

30日 麻生公民館

時間は午後一時から三時  
までです。

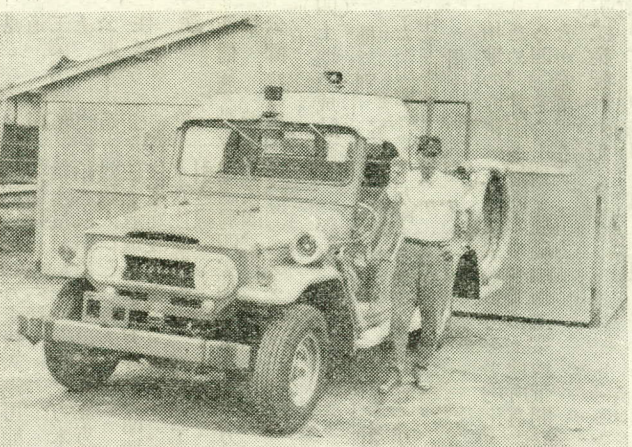
資格者の調査に御協力を

基本選挙人名簿

選挙権は、国民の大事な権利  
です。一人ももれない基本選  
挙人名簿をつくるため、九月  
十五日現在で、九月二十五日  
まで、調査員さんがお宅を訪  
問し調査いたします。

自動車ポンプ購入

消防施設の充実、年次計画  
のとおり実施しております。



部長 千ヶ崎兼雄  
班長 平野 政男  
団員 森 行夫  
西尾 喜之  
羽生 榮夫  
茂木 清夫  
小野 国正  
奥村 高正  
立原 幹衛

8月末日人口

|      | 男      | 女      | 計      | 世帯数   |
|------|--------|--------|--------|-------|
| 麻生地区 | 2,732人 | 2,952人 | 5,684人 | 1,209 |
| 太田地区 | 1,087  | 1,124  | 2,211  | 398   |
| 大和地区 | 2,484  | 2,684  | 5,168  | 934   |
| 行方地区 | 1,259  | 1,369  | 2,628  | 502   |
| 小高地区 | 1,777  | 1,857  | 3,634  | 678   |
| 計    | 9,339  | 9,986  | 19,325 | 3,721 |

植田収入役再選任

八月十九日任期満了の植田収  
入役は、八月十六日、定例議  
会において、町長提案の再選  
任に同意を得ました。

このため翌八月二十日から引  
続いて就任しております。

台風と税金

麻生税務署

台風による被害を受けたときこの損害額が所得税の面にど  
のように取り扱われるか？

1. 予定納税額の更正の請求のできるもの  
昭和38年分所得税の第1期分の予定納税額を納付する義  
務のある方が、農作物または営業用資産等に相当の被害  
を受け、本年の農業所得または営業所得が前年分に比  
して相当減少すると見込まれることにより、本年11月1日  
の現況において計算した申告納税見積額が、第1期分の  
予定納税額の計算の基礎となつた予定納税基準額に比  
して減少する場合は、11月1日から同月15日までの間に、  
第2期分の予定納税額を、同月1日の現況における申告  
納税見積額から第1期分の予定納税額を控除した残額の  
半分に相当する金額に更正するよう請求することができます。
2. 災害による減免法の適用を受けられるもの  
年間所得金額が120万円以下の者で、住宅または家財に  
ついて甚大な被害を受けた場合は、被害を受けた日から  
2月以内に第1期分および第2期分の予定納税額の更  
正の請求ができるとともに、次の区分により軽減または  
免除されます。  
合計所得金額が50万円以下であるとき当該所得金額の  
全部  
合計所得金額が80万円以下であるとき、当該所得金額  
の10分の5  
合計所得金額が80万円をこえるとき、当該所得金額の  
10分の2.5
3. 雑損控除を受けられる者  
農作物や商品、事業用の固定資産を除く資産に被害を受  
けた者でその被害額が年間所得金額の1割を超える場合  
は、確定申告の際、申告することにより、年間所得金額  
の1割を超える部分の被害額を年間所得金額から控除を  
受けられることになっています。